

速報

秋田県で高病原性鳥インフルエンザが 発生しました！



- 高病原性鳥インフルエンザに感染した野鳥が国内に飛来しています。
- 予防対策の徹底をお願いします。

■ 発生の概要

- 発生農場：秋田県横手市（採卵鶏14.3万羽）
- 経緯：11月9日 死亡鶏増加、簡易検査陽性
11月10日 遺伝子検査で疑似患畜であることを確認

予防対策3原則

①野生動物対策

野鳥やネズミなどが鶏舎内に侵入しないよう、防鳥ネットや鶏舎入口、壁などに破損や隙間がないかを点検してください。

②飲水対策

水道水を給与してください。（井戸水等を給与する場合は塩素等で消毒してください。）

③消毒の徹底

鶏舎内へ入る時は必ず消毒し、鶏舎周囲には消石灰を散布してください。



STOP !



消石灰散布をお願いします！

○急に死亡羽数が増えるなどの異状が見られたら、
すぐに下記まで連絡して下さい。

京都府南丹家畜保健衛生所 南丹市八木町木原北東庄18

TEL 0771-42-3308 FAX 0771-42-5117

（休日・夜間は転送されます）

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本日（11月10日（水曜日））、秋田県横手市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：秋田県横手市

飼養状況：採卵鶏(約14.3万羽)

2. 経緯

(1) 昨日（11月9日（火曜日））、秋田県は、同県横手市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

(2) 同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

(3) 本日（11月10日（水曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、
- (2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- (3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 中村農林水産副大臣を秋田県に派遣する等により、秋田県と緊密な連携を図る。
- 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の課長補佐級職員を現地に派遣。
- 秋田県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 「疫学調査チーム」を派遣。
- 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

9.関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.その他

(1)我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html(外部リンク)

(2)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3)今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

総理指示

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994